

答申第35号

鎌公審査第 14 号

平成13年9月14日

鎌倉市長 竹内 謙 様

鎌倉市公文書公開審査会

会 長 若 杉 明

公文書一部公開決定に対する異議申立てについて（答申）

平成13年3月9日付けで諮問された煙火（花火）打上げ届書の一部公開決定の件  
（諮問41号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

「煙火打上げ・仕掛け届書」及び添付書類のうち「緊急連絡体制図」（以下「本件文書」という。）は、携帯電話番号を除いて公開すべきである。

## 2 異議申立人の主張の要旨

### (1) 異議申立ての趣旨

鎌倉市長が平成13年1月24日付で異議申立人に対してした公文書一部公開決定処分を取り消しを求めるといものである。

### (2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張を総合すると、鎌倉市長が本件文書のうち「個人名及び電話番号、印影は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されることから、鎌倉市公文書公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項第1号本文に該当する」として一部非公開としたことは、次に掲げる理由から条例の解釈を誤っているといものである。

#### ア 個人名及び印影について

職場や仕事上で使っている氏名というものは、通例「公人」としての氏名であって、条例でいう「個人」とは全く別のものであり、また、印鑑については、会社などで「公人」として使う「公印」の性格を有するものであって、「私人」として銀行などで使う印鑑や印鑑登録されているものとは別のものである。

したがって、会社に帰属している者が会社員としての「公人」の立場から、会社の業務に関する届出書に記入、押印した氏名、印影は、「個人についての情報」には該当しない。

#### イ 携帯電話の番号について

通常、仕事で使用する携帯電話などの契約をするときは、個人がするのではなく、会社が契約をし、社員に持たせる場合が多い。会社が契約したものであるから、その社員がある仕事をするため会社にいる間だけ使うのが一般的である。今回の届書に書かれた電話番号は、会社として契約しているとみなせる電話番号であって、個人のプライベートな番号をこのような書類に書くことはありえない。

#### ウ 条例第6条第1項第1号ただし書きウの該当性について

同条ただし書きウには、「法令の規定により行われた許可、届出、その他これらに相当する行為に際して作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの」と規定されている。

今回の届書にあっては、消防法の規定により行われた「法令の規定による届

出」であり、又、既に公開された情報の内容は、我々市民の安全と権利を侵害し、明らかに法令に違反していることが明確であり、今後警察に告発をし、捜査をしてもらうために公開請求したもので、「公開することが公益上必要なもの」である。

### 3 実施機関の説明の要旨

実施機関の説明を総合すると、本件文書を一部非公開とした理由は、次のとおりである。

#### (1) 本件文書について

煙火打上げ届書は、鎌倉市火災予防条例第46条第1項第2号の規定により届出されるものであり、届出の趣旨は、火災・爆発等の災害と誤認するおそれのある行為を事前に消防機関に届出することにより、消防機関がその行為を事前に把握するとともに、届出者に対して行為に際しての指導を行い、火災等の災害を未然に防止するためのものである。

#### (2) 条例第6条第1項第1号該当性について

本件非公開部分には、担当者の氏名、印影、携帯電話番号が記載されている。これらの情報は、「個人についての情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」であるので条例第6条第1項第1号本文に該当する。携帯電話番号についても適用除外事項細目基準に則ったものである。

なお、条例第6条第1項第1号ただし書きは、個人情報であっても例外的に公開できる情報を規定したものであるが、本件非公開部分の個人情報は、ただし書きア及びイのいずれにも該当しない。又、ただし書きウには、「法令の規定により行われた許可、届出その他これらに相当する行為に際して作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの」については公開することと定められているが、本件非公開部分の個人情報は、公開することが公益上必要とは認められず、ただし書きウは該当しない。

### 4 審査会の判断理由

#### (1) 本件文書について

本件文書は、煙火打上げ等の行為をしようとする者が、鎌倉市火災予防条例第46条第1項により、事前に所轄の消防機関に届ける文書であり、そこには、届出者名、予定日時、場所、打ち上げられる煙火の種類・数量、打上げに従事する責任者名等の情報が記載されている。

#### (2) 条例第6条第1項第1号該当性について

ア 条例第6条第1項第1号本文は、「個人についての情報（事業を営む個人の

当該事業についての情報を除く。) であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。」については、公開しないことができる旨規定している。これは個人についての情報を原則的に非公開とすることによって、基本的人権に基づく個人のプライバシーの権利を確実に保護しようとするものである。

イ 条例第6条第1項第1号ただし書きは、個人についての情報であっても例外的に公開する旨の規定をしている。

ただし書きウは、「法令の規定により行われた許可、届出、その他これらに相当する行為に際して作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの」と規定している。これは、市民生活に少なからぬ影響を与える情報が含まれており、市民の生命、身体等を危害から保護し、公共安全を守るなど公益上の観点から公開すべき積極的理由があると認められる情報については公開するというものである。

ウ 本件文書に記載された届出者、煙火打上げ責任者、主催者及び印影は、いずれも個人情報であるが、個人の私生活に関わる情報というよりは、むしろ事業活動上の情報といえるものであり、これらの情報を公開したとしても、直ちに個人の権利・利益に深刻な影響を与えるものとは考えられない。又、煙火打上げという事業内容からみて、当該事業活動の責任の所在を明らかにすることには、平穏・安全な市民生活を確保するという観点から、一定の公益性が認められる。印影については、これが公開されると偽造悪用されるという懸念もない訳ではないが、責任者等を確認する資料として一定の意味が認められる以上、一般的・抽象的な偽造悪用のおそれを理由に当該印影の公開を拒否すべきではないと考える。

以上のことから、届出者、煙火打上げ責任者、主催者等の個人名及び印影については、同号ただし書きウに該当すると判断し、公開することが妥当である。

エ しかし、携帯電話番号については、当該携帯電話が個人の所有物であることを顧慮するならば、これを公開することにより、個人の私生活に影響を与え、そのプライバシーを損なうおそれが生じてくることを否定することはできない。又、あえて電話番号の公開がなされなくても、前記ウに挙げた情報を公開することによって、本件事業活動の責任の所在は明らかになるものと考えられる。

以上のことから、携帯電話番号については、条例第6条第1項第1号本文という個人に関する情報に該当すると判断して非公開とすることが妥当である。

## 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

### 審査会の処理経過

年	月	日	処 理 内 容
13.	3.	9	諮問（諮問第41号）
	3.	26	実施機関に対し、一部公開拒否理由説明書の提出を要請
	4.	6	実施機関から一部公開拒否理由説明書を受理
	4.	13	異議申立人に一部公開拒否理由説明書の写しを送付及び意見書の提出を要請
	4.	27	異議申立人から意見書を受理
	5.	1	実施機関に意見書の写しを送付
	5.	9	実施機関から一部公開拒否理由説明の聴取
	6.	14	異議申立人から意見の聴取
	7.	19	審議
	8.	7	審議
	9.	10	審議
	9.	14	答申